「統一応募用紙」制定の精神に学ぶ

【ねらい】

職業選択の自由，勤労の権利を保障し，就職の機会均等を実現するため，「全国高等学校統一用紙」（「統一応募用紙」）が制定された経緯や内容について理解を深め，自己の進路の決定が適正なものになるようにする。

【準備するもの】

ワークシート，資料（入社志望書・全国高等学校統一用紙）

学校においては，公正な採用選考を考察することを通して，生徒が将来にわたって，同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権課題に気付き，正しい知識や根拠を基にして判断し，自ら行動しようとするようになることが大切です。

|  |  |
| --- | --- |
| 主な学習活動 | 留意点等 |
| １　自分が将来就きたい職業を紹介し合う。「統一応募用紙」がなぜ作られたのかを考えよう。 | ・　自由に意見を出し合える雰囲気づくりに努める。 |
| ２　「履歴書」とは何かを知る。1. 「社用紙」を見て，「書く必要がない」と思った項目に○印

を付ける。1. ○印を付けた項目とその理由についてグループで話し合い，

全体に発表する。 (3)　「社用紙」と「統一応募用紙」を比べて，気付いたことや考えたことを記入し，グループで話し合う。３　活動を通して，気付いたことや思ったことを話し合う。(1)　グループで話し合ったことを全体で共有する。(2)　「統一応募用紙」が制定された経緯を知る。S48(1973) 「全国高等学校統一用紙」を使用するよう通達　　　　　　　　　　　　【労働省・文部省（当時）】H 8(1996)　 様式の大幅な改定→家族欄，保護者と本人の続柄と年齢欄，本籍欄，胸囲欄，色覚欄の削除H17(2005) 保護者氏名欄の削除，所属クラブを校内外の諸活動に変更Ｒ7(2025） 性別欄，趣味・特技欄　⇒削除学歴・職歴欄　⇒それぞれ独立志望の動機欄　⇒アピールポイント等を追加 | ・　履歴書の役割を簡単に説明する。・　分かりにくい言葉については，その都度説明する。・　問題点に気付かせる。・　自分だけでなく，様々な状況に置かれている人を想像して考えさせる。・　「社用紙」の問題点（本人の適性や能力とは無関係である，本人の努力ではどうしようもないことを採用の条件にしている）についての共通理解を図る。・　生徒を就職差別から守るために，「統一応募用紙」が作られたことを押さえる。・　「統一応募用紙」の内容が，本人の適性や能力のみを記載するようになっている（本人以外の人に関わる欄がない，志望動機等の記入欄が大きいなど）ことに着目し，「統一応募用紙」の意義に気付かせる。 |
| ４　まとめ応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考のために制定された「全国高等学校統一用紙」（「統一応募用紙」）の趣旨を踏まえ，就職差別を許さない態度と実践力を身に付けるとともに，今後の自分の生き方につなげることが大切である。 | ・　「統一応募用紙」については，P. 26参照・　公民科の学習と関連させて実施することも可能である。 |

公正な採用選考とは…

【ねらい】

採用選考試験等における差別につながるおそれのある事項について，不適切である根拠を正しく理解し，行動できる実践的な態度を身に付けさせる。

【準備するもの】

ワークシート

学校においては，差別につながるおそれのある質問や考え方について理解を深めさせるとともに，生徒一人一人が「人権が尊重される社会づくり」の主体者であることを認識させることが重要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 主な学習活動 | 留意点等 |
| １　本時のねらいを確認する。就職試験や入学試験などで不適切な質問があった時の対応の仕方を考えよう。 | ・　自由に意見を出し合える雰囲気づくりに努める。・　「『統一応募用紙』制定の精神に学ぶ」も参照する。 |
| ２　質問内容について考える。1. ワークシートの質問項目を見て，質問内容として適切であれば「○」，不適切であれば「×」を記入する。

※　ワークシートの○は，①，⑥，⑩，⑪，⑭1. ×印を付けた項目とその理由についてグループで話し合う。

　(3)　面接でどんなことを聞かれたいかグループで話し合う。３　活動を通して，気付いたことや思ったことを話し合う。(1) グループで話し合ったことを全体で共有する。(2)　不適切な質問があった場合の対応について理解する。　🔶　不適切な質問等に対して，「学校の指導で，そのような質問にはお答えできません。」と伝える。🔶　受験後，学校に不適切な質問があったことを必ず報告する。 (3) 　学校や公共職業安定所（ハローワーク），教育委員会など，様々な機関が連携しながら，公正な採用選考の実施に向けた取組を行っていることを知る。 | ・　自分だけでなく，様々な状況に置かれている人を想像して考えさせる。・　質問内容の中に，本人の適性や能力とは無関係のものがあることに気付かせる。・　上記のような内容の質問は，基本的人権が侵害されていることを押さえる。・　面接においては，適性や能力を見てもらうことが大切であることに気付かせる。・　実際の採用選考試験等で不適切な質問等があった場合の対応について理解させる。・　違反質問に対する取組は，単に自分の人権を守るためだけのものではなく，就職差別撤廃に向けた社会全体の取組であることを押さえる。 |
| ４　まとめ応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考について正しく理解し，実際に不適切な質問等があった場合には，正しく行動することが大切である。 | ・　不適切な質問等に対しては，「言わない・書かない・提出しない」ことが大切であることを確認する。・　「公正な採用選考」については，P.26～P.27参照・　公民科の学習と関連させて実施することも可能である。 |